

骨髓または末梢血幹細胞を 提供した(中止された)方に対して助成金を交付します



骨髓等(骨髓・末梢血幹細胞)の移植において、非血縁者間では、数百～数万分の1の確率でしか白血球の型が適合しません。一人でも多くの患者さんが骨髓等移植の機会を得るためには、より多くの方の理解と協力が必要です。

加東市では、骨髓等の移植及び骨髓バンクのドナー登録(骨髓等提供希望者としての登録)を推進することを目的に、非血縁者の方へ骨髓等の提供をした方や提供のための最終同意を行った後に、やむを得ず提供が中止された方に対し、助成金を交付します。

対象者 公益財団法人日本骨髓バンクが実施する骨髓・末梢血管細胞提供あっせん事業を利用された方で、下記のいずれかに該当する方

- 1 非血縁者へ骨髓等の提供をした方
- 2 非血縁者への骨髓等の提供のための最終同意を行った後に、やむを得ず提供が中止された方

要件 次のすべてに該当していること

- 1 骨髓等の提供を完了していること、または、骨髓等の提供に係る最終同意を行った後に、やむを得ず骨髓等の提供が中止されたこと(完了日または中止日のいずれかが、令和5年4月1日以後のもののみを対象とします。)
- 2 骨髓等の提供が完了、または中止された日及び申請時に市の住民基本台帳に記録されていること
- 3 他の地方公共団体から同様の助成金等の交付を受けていないこと

助成額 骨髓等の提供に係る通院または入院の日数 × 2万円 ※上限20万円

申請方法 加東市が指定する申請書に、必要な書類を添えて提出してください。(申請時に必要な書類は、加東市ホームページをご確認ください。)

※申請期限は、骨髓等の提供が完了、または中止された日から起算して1年以内です。

加東市ホームページ

助成金の詳細や
申請について



骨髓バンクホームページ

骨髓等の移植
について



問い合わせ先

〒673-1493 加東市社50番地
加東市 健康福祉部 健康課(庁舎2階)
TEL: 0795-43-0435